

## 西村あさひ法律事務所

## 漁業関連法務アップデート

## 内水面漁業振興法施行規則及び同法施行令の改正(陸上養殖業の届出制化)

アグリ・フードニュースレター

2023年3月30日号

執筆者:

E-mail✉ [杉山 泰成](#)E-mail✉ [勝又 淳哉](#)

## はじめに

漁業法の規定が適用される水面以外の水面(内水面)において実施される養殖業について、近年、陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖する、いわゆる陸上養殖業等の新たな養殖業が展開されています。この点、古くから河川沿い等で営まれている淡水魚の養殖については、周辺環境への影響等が概ね把握されている一方で、このような新たな養殖方法を取り入れた養殖業については、排水等に伴う周辺環境への影響等について十分な知見・データがないのが現状です。このような新たな養殖業を持続的かつ健全に発展させていくためには、まずはその実体を把握することが必要であるといえます。

上記のような背景に鑑み、新たな養殖方法を取り入れた内水面において営まれる養殖業を内水面漁業の振興に関する法律<sup>1</sup>(以下「内水面漁業振興法」といいます。)上の「届出養殖業」として規定すること、及び、当該届出養殖業について届け出なければならない事項等を整備することを内容とした、内水面漁業の振興に関する法律施行規則(以下「内水面漁業振興法施行規則」といいます。)及び内水面漁業の振興に関する施行令(以下「内水面漁業振興法施行令」といいます。)の各改正<sup>2</sup>(以下「本改正」といいます。)が2023年4月1日から施行されます。

## 1. 届出養殖業について

内水面漁業振興法では、漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業<sup>3</sup>以外の養殖業であって政令で定めるものを「届出養殖業」と規定しています(内水面漁業振興法第28条第1項)<sup>4</sup>。この点、過去、うなぎ養殖業が届出養殖業とされてきましたが、その後、うなぎ養殖業は、その実施にあたって許可が必要になる指定養殖業(内水面漁業振興法第26条第1項)に変更されたため、本改正が施行されるより前においては、届出養殖業に該当する養殖業はありませんでした。そのような中で、本改正によって、下記2に掲げる養殖業が届出養殖業に該当することになり、下記3及び4に記載するような規制を受けることとなります。

<sup>1</sup> 内水面漁業振興法は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする法律です(内水面漁業振興法第1条)。

<sup>2</sup> 内水面漁業振興法施行規則は、内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年2月16日農林水産省令第8号)によって、内水面漁業振興法施行令は、内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年2月1日政令第20号)によって、それぞれ改正されます。

<sup>3</sup> 指定養殖業とは、漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって政令で定めるものをいい、養殖場ごとに農林水産大臣の許可が必要となります(内水面漁業振興法第26条第1項)。現在は、うなぎ養殖業のみが指定養殖業に該当します(内水面漁業振興法施行令第1条)。

<sup>4</sup> 届出養殖業として規定されるのは「当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業」である必要があります(内水面漁業振興法第28条第4項)。

## 2. 新たに届出対象となる養殖業

### (1) 概要

本改正によって、届出養殖業に該当することになる養殖業は、陸地において営む養殖業であって、次のいずれにも該当するものです(内水面漁業振興法施行令第2条)。

- ① 食用の水産動植物(うなぎを除く。)を養殖するものであること。
- ② 次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
  - ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

### (2) ①について

「食用の水産動植物」とされていることから、食用ではない種苗生産については、届出養殖業には該当しないことになると考えられます<sup>5</sup>。また、試験的であったとしても、販売しているものであれば対象になり、単に「試験的」と称しているに過ぎないものは対象外とはならないとされています<sup>6</sup>。

### (3) ②について

②のイ及びロの該当性については、陸上養殖業の届出について(水産庁)によれば、大要次の表のとおりとなります。

	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水 湧水	対象外	○ (□)	○ (イ)
上下水道の水	対象外	○ (□)	○ (イ)
海水	○ (イ)	○ (イ、□)	○ (イ)

※ 着色箇所が届出制の対象。

※ 物質の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれる。

大要は上記のとおりではありますが、イ及びロの要件は解釈の余地のある幅広い文言となっているため、個々の養殖業ごとに、「周辺環境に影響を及ぼし得るものを届出対象とする」という本改正の趣旨に照らして、その該当性を判断する必要があります。この点、改正 Q&A において、イ及びロの要件について次のような解釈が示されており、イ及びロの該当性判断に

<sup>5</sup> 水産庁ウェブサイト「陸上養殖業の届出について」(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsu-kyoka.html>)(以下「陸上養殖業の届出について(水産庁)」といいます。)、並びに、水産庁ウェブサイト「内水面漁業の振興に関する法律施行令の改正に関する Q&A(令和5年2月1日時点)」(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/taishitsu-kyoka-2.pdf>)(以下「改正 Q&A」といいます。))問9及び問18等参照。

<sup>6</sup> 改正 Q&A 問11参照。なお、試験研究目的である場合には、届出養殖業を「営もうとする」(内水面漁業振興法第28条第1項柱書)とはいえない(=営利性の要件を欠く)ことから届出が不要となる、という解釈が考えられます(許可養殖業に関する記載ですが、内水面漁業の振興に関する法律研究会『逐条解説 内水面漁業の振興に関する法律』(大成出版社、2022年)62頁参照。)

あたって参考となると考えられます<sup>7</sup>。

イの「水質に変更を加えた水」とは、例えば、①河川等の淡水や上水を塩水化した水、②下水処理水、③閉鎖循環式養殖において再利用するために脱窒装置等の化学的なろ過(生物ろ過も含む)を行った水等が想定されているとのことです<sup>8</sup>。解釈の基本的な方針としては、自然界でも起こり得る程度の水質変更は対象外、化学的装置や薬剤等を使用した水質変更は対象となる、ということのようです<sup>9</sup>。

ロの「養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去」することに関しては、養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質(飼料の残渣や排泄物等を想定)を除去する方法として、脱窒装置等の化学的な濾過だけでなく、①濾過フィルターにより除去する方法、②沈殿槽や排水口の仕切り板(水の流れを一部遮るもの)を設置して物質を沈殿させる方法といった物理的に除去する方法等も想定しているとのことです<sup>10</sup>。

### 3. 届出養殖業に関する規制

届出養殖業に該当する場合は、以下のような規制を受けることになります。

#### (1) 事前届出(内水面漁業振興法第 28 条)

届出養殖業を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の 1 ヶ月前までに、内水面漁業振興法施行規則で定めるところにより、①名称又は氏名及び住所、②法人にあっては、その代表者の氏名及び住所、③養殖場の名称及び所在地、④養殖場ごとの養殖池数、⑤養殖場ごとの全ての養殖池の総面積及び総体積、⑥養殖の方法、⑦養殖する水産動植物の種類、⑧当該養殖業の開始予定時期を届け出なければなりません(内水面漁業振興法第 28 条第 1 項、内水面漁業振興法施行規則第 18 条第 1 項及び第 2 項)。陸上養殖業の届出について(水産庁)に当該届出書の様式及び記入例が掲載されています<sup>11</sup>。届出先は養殖場の所在地を管轄する都道府県知事であり(内水面漁業振興法第 32 条、内水面漁業振興法施行規則第 23 条)、具体的には水産庁ウェブサイト「陸上養殖業の届出制に係る各都道府県の届出書等受付窓口」(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/taishitsu-kyoka-10.pdf>)に記載されているとおりです(なお、この届出については、eMAFF(農林水産省共通申請サービス)を利用した電子申請が可能となる予定です。)。当該届出が受理された場合、当該届出に係る特定の養殖場を識別するために養殖場ごとに決定された番号が遅滞なく通知されます(内水面漁業振興法施行規則第 20 条)。

なお、本改正が施行される 2023 年 4 月 1 日において、現に届出養殖業を営んでいる者については、経過措置に基づき、2023 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに届出を行う必要があります(内水面漁業振興法施行令は、内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 5 年 2 月 1 日政令第 20 号)附則第 2 項)。また、今後届出養殖業を行う場合においても、養殖業における各作業フェーズ(建物の設計・建築、機器の導入・設置、水槽への注水、魚卵・稚魚の購入と水槽への搬入、餌の購入、試験・研究用育成から食用魚の生産への切り替え等)のうちどの時点が「養殖業を開始」したこ

<sup>7</sup> 改正 Q&A には、本文中に記載したもの以外にも、例えば、淡水での掛け流し式養殖の届出養殖業該当性(改正 Q&A 問 6)等についての見解も示されています。

<sup>8</sup> 改正 Q&A 問 2。なお、飼育水に酸素を加える行為や曝気、殺菌には、物理的な方法を用いる簡易なものから、化学的装置を用いる高度なものまであり、程度が一様でないことから、当該行為を行った水が「水質に変更を加えた水」に該当するかどうかについては、個別の相談(届出等の受付窓口は、都道府県ごとに指定されています。<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/taishitsu-kyoka-10.pdf>)が必要とのことです(改正 Q&A 問 3)。

<sup>9</sup> 改正 Q&A 問 3。

<sup>10</sup> 改正 Q&A 問 4 及び問 5。

<sup>11</sup> 陸上養殖業の届出について(水産庁)にその他の各種様式及び記入例が掲載されています。また、各届出書の記載にあたっては、水産庁ウェブサイト「届出養殖業の届出に関する取扱要領」(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/taishitsu-kyoka-7.pdf>)も参考になると考えられます。

とになるのかは、一義的に明確ではなく、届出書の内容等について予め窓口への照会・折衝が必要となる場合もあり得ることから、届出に向けた対応は可及的速やかに着手することが望ましいと考えられます。

届出養殖業の届出を実施した場合において、(i)届出事項に変更が生じた場合、又は、(ii)届出に係る事業を廃止した場合は、遅滞なくその旨を届け出る必要があります(内水面漁業振興法第 28 条第 2 項又は第 3 項)。また、届出養殖業の届出を実施した者の地位を内水面漁業振興法施行規則第 19 条第 1 項の規定に従って承継した場合には、当該承継の日から 30 日以内に届け出る必要があります(内水面漁業振興法施行規則第 19 条第 2 項)。

## (2) 実績報告書の提出(内水面漁業振興法第 29 条)

届出養殖業者は、内水面漁業振興法施行規則で定めるところにより、事業年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)ごとに、届出養殖業を行う養殖場ごとの実績報告書を作成し、当該届出対象の事業年度に属する最終月の翌月の 30 日(次の事業年度の 4 月 30 日)までに届け出なければなりません。なお、実績報告書の届出先は、上記(1)の届出先と同様です(実績報告書の届出についても、eMAFF(農林水産省共通申請サービス)を利用した電子申請が可能となる予定です。)

実績報告書に記載すべき事項は、①届出をした者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、②届出の番号、③養殖の用に供した種苗の種類別の量、④養殖の実績、⑤その他必要な事項であり、陸上養殖業の届出について(水産庁)に実績報告書の様式及び記入例が掲載されています。

## 4. 法令違反に対する処分等

### (1) 報告徴収及び立入検査

農林水産大臣は、一定の事項を処理するために必要があると認めるときは、届出養殖業者(内水面漁業振興法第 28 条第 1 項に基づく届出をした者を意味するため、無届の養殖業者が報告徴収・立入検査の対象となるかについては明確ではありません。)に対し、届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場、事業場若しくは事務所に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます(内水面漁業振興法第 31 条第 1 項)。

### (2) 罰則

届出養殖業の届出等内水面漁業振興法第 28 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金が科されることがあります(内水面漁業振興法第 38 条)。なお、当該罰則については、両罰規定の適用があります(内水面漁業振興法第 39 条)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 